第

76

믁



リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 4月25日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 公示価格と路線価

〇:公示価格から時価を計算し、路線価と 逆転していれば相続税の更正の請求ができる そうですが、どのように計算するのですか。

A:このほど平成6年の地価公示価格が国 土庁より公表されました。路線価は、この公 示価格の8割水準に算定されることとなりま す。

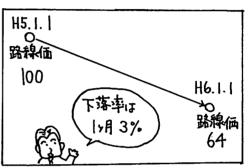
路線価は1月1日を基準日として算出して いるので、実際の時価と逆転することがあり ます。この場合、相続税の申告では、実際の 時価により時点修正する更正の請求ができま す。

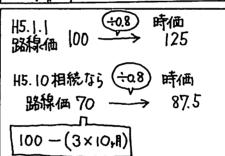
この時点修正は、一旦路線価による申告を 行い、次の年分の路線価の公表後、実勢価額 ベース (路線価を0.8で割り戻す) で課税時 期の下落分を算定し、更正の請求を行う方法 です。

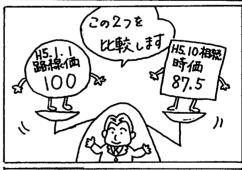
例えば5年分路線価を100(5年10月に相 続)、6年分路線価を64とした場合には、 1カ月分の下落率は3%となります。5年1 月1日の実勢価額は125。この数値を基に 相続時の実勢価額を算定すると87.5となり、 路線価より下落した12.5について更正の請 求が可能となります。

ただし、実勢価額ペースで20%超の下落 でなければ、この方法は認められません。

上記の時点修正方式は「数ある選択肢のう ちのひとつ」であり、鑑定評価額や売買実例 価額についても、合理性・客観性を有してい れば、その数値を用いての更正の請求も当然 認容されます。







突勢価額で2割超 下落していれば更正の請求が

上記の例なら 87.5で更正の請求を すれば税金が 戻れきます

